



まちづくり基本条例検討審議会の役割 と 本日の学習会の意義

2021年(令和3年)10月2日(土) 13:30～

河合町

制作・編集 特定非営利活動法人 NPO政策研究所

河合町まちづくり基本条例検討審議会設置条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、(仮称)河合町まちづくり基本条例(以下「条例」という。)の素案について調査審議し、町長に答申するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議会に諮問された事案について答申した日までとする。

まちづくり基本条例検討審議会の役割と成果

審議会における審議

河合町まちづくり基本条例素案の検討・審議

同条例解説書の検討・審議

町民意見の
聴取及び対応

町民ワークショップ、パブリックコメント等
への対応

町民説明会等の企画及び参画

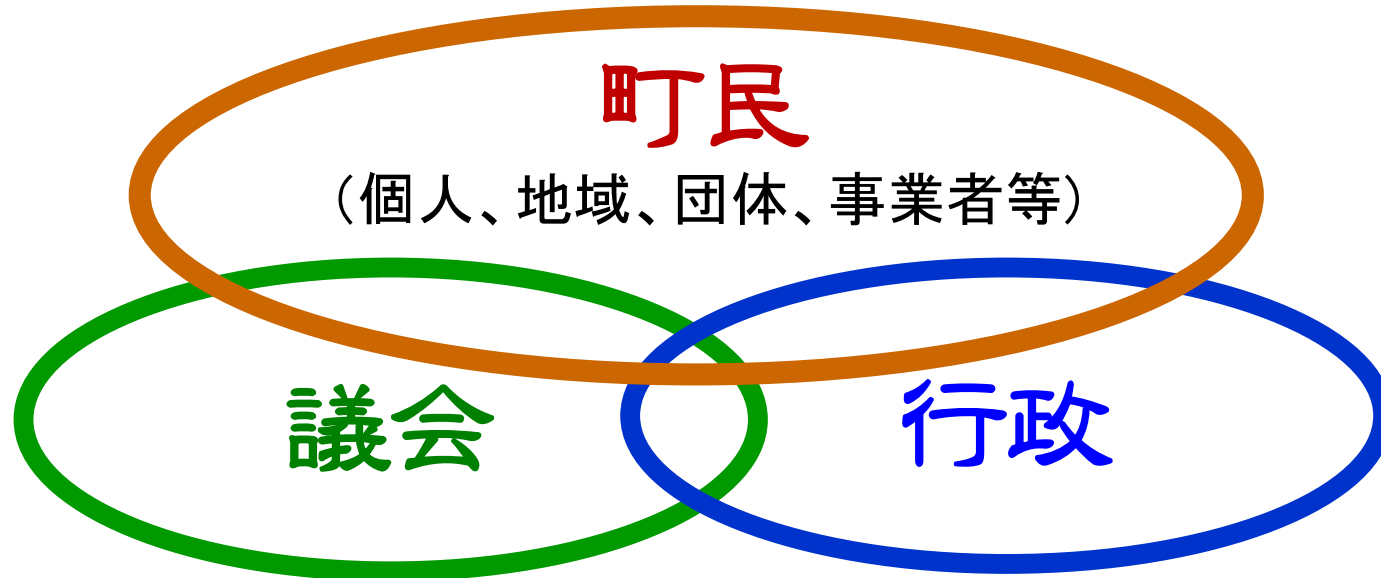
条例策定後

条例周知、理解の促進のための活動

審議会の内容の確認

『河合町まちづくり基本条例』のめざすもの

この3つの主体が連携・協働して、さまざまな課題を乗り越え持続可能な河合町をつくっていく時に、基盤となる**ルール**が必要。



それが、『河合町まちづくり基本条例』です。

まちづくり基本条例の性格

① 自治体を運営するためのルールの一覧

- 憲法、地方自治法等のエッセンス
- 河合町らしい政策を体系化

② 町民がまちづくりを進めるときの基本ルール

- 町民の権利・責務、情報の共有、参加・参画および協働の原則
- 住民自治の位置づけ、市民公益活動(NPO)の促進

③ 行政運営の基本ルール

- 効率的・効果的・計画的な行財政運営
- 開かれた議会、政策力を高めた議会

④ 基本ルールであり、計画ではない

- 具体的施策、事業はそれぞれの計画に委ねる
- まちづくりを進めていくときの手続き、仕組みを定める
- 自治体施策の根拠(総合計画、情報公開など)

本日の学習会の対象

まちづくり基本条例は、概ね下記の事項を柱として立てられるのが一般的です。

町民の権利・役割・責務、まちづくりへの参画

住民自治
(基礎的
コミュニティ、まち
づくり協議会)

参加・参
画と協働、
町民公益
活動、情
報共有

議会・首
長(行政)
の役割と
責務

透明で効
率的・効
果的な行
政運営
(経営)、
広域連携

本日の学習会の対象